

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第6号

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市地域保健福祉センター条例（平成9年新潟市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 江南区曾野木健康センターの項を削り、同表江南区横越健康センターの項中「、会議室、保健指導室」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。